○三〇七・七九	その他のもの 一　くん製したもの 二　その他のもの (一)　貝柱 (二)　はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。） (三)　その他のもの あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの） あわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） そでぼら（ストロムブス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） あわび（ハリオティス属のもの）（冷凍したものに限る。） そでぼら（ストロムブス属のもの）（冷凍したものに限る。）	九・六％ 一五％ 七・五％ 一五％ 一〇％ 七％ 一〇％ 七％ 九・六％ 一五％
○三〇七・八一		
○三〇七・八二		
○三〇七・八三		
○三〇七・八四		
○三〇七・八七		
○三〇七・八八		
○三〇七・九一		
○三〇七・九二		
○三〇七・九九		

別表第〇三・〇八項中「

○三〇八・一九	その他のもの

」を「

○三〇八・一二	冷凍したもの
○三〇八・一九	その他のもの

」に、「エキキヌス・エスクレントゥス」を「エキヌス・エスクレントゥス」に改め、同表第〇三〇八・二一号の次に次の一号を加える。

○三〇八・二二	冷凍したもの	一〇％

別表第四類の注4中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによってミルクから得た物品（第一九・〇一項及び第二一・〇六項参照）

別表第五類の注4に後段として次のように加える。

第〇五・一一項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。

○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかんクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するきつ類の交雑種	一四％
○八〇五・二一	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかんクレメンタイン、ウィルキングその他これらにきつ類の交雑種	一〇％
○八〇五・二二	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかんクレメンタイン	三％
○八〇五・二九	その他のもの	無税

別表第〇八・〇五項中「

○八〇五・二〇	二〇％

」を「

○八〇五・二一	二〇％
○八〇五・二二	二〇％
○八〇五・二九	二〇％

」に改める。

別表第一二・一一項を次のように改める。

一二一一・二〇	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） 一　生鮮のもの及び乾燥したもの 二　その他のもの コカ葉 けしがら 麻黄 その他のもの 一　ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、沈香、槐花、大黄並びに甘草 二　除虫菊 (一)　生鮮のもの及び乾燥したもの (二)　その他のもの 三　大麻草 四　その他のもの (一)　茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品（乾燥したものに限るものとし、粉状にしたものを除く。） (二)　その他のもの A　びやくだん B　はとむぎ C　その他のもの	無税 五％ 三％ 無税 三％ 無税 二・五％ 三％ 二・五％
一一一一・三〇		
一一一一・四〇		
一一一一・五〇		
一一一一・九〇		

一二・一一